

NPO問題

前町長らの返納金、少ないが

コメントできるものではない



本木敏明議員
(無所属)

問 前町長と前副町長はNPO問題での責任を取りそれぞれ約210万円と約85万円を町に返納した。しかし、ほとんどの町民はこの程度の金額では少ないと感じていると思う。ましてや刑事事件に発展し、さらに責任は重くなったと言える。町はどう考えているか。

佐藤町長 法律的には、町として前町長らの責任についてコメントできるものではないと考えている。

問 岡田代表の逮捕は、町からの事業費でマンションなどを購入したという業務上横領の容疑である。町とNPOが交わした当初の契約は、全額の90%までを3カ月ごとに支払うというものであった。しかしいつの間にか、いつでも100%請求できる契約に変更されており、これを前町長は知らないと言っている。つまり契約変更によりNPOは事業費を自由に請求でき、そのことが私的流用につながったのではないか。契約変更を知らなかった前町長の責任は大きく、その意味でも210万円程度の返納では少ないと思うが。

佐藤町長 前払い金90%までの契約を100%に変更したことは一つの論点になると思う。

問 今回の裁判に係る弁護士費用は既に2千万円を超えている。せめてその費用程度を前町長らに出すべきではないか。

佐藤町長 初めに言ったように、コメントする立場にはないということだ。

職員の処分は甘いのでは

基準に従って処分した

問 23年秋頃、町は岡田代表から行方不明者捜索用ボート購入のための発注書を要求された。当時の総務課長と課長補佐は、金額の提示のない発注書に通常の手続きを経ずに、無断で町長印を押し岡田代表に渡した。しかもそのコピーは残っていない。その結果NPO

は1千万円以上のボートを手に入れた。これは大きな問題ではないか。

甲斐谷副町長 通常業務の流れから言えば問題であるが、当時の詳細な資料は全て警察当局に提示している。

問 このような大きな問題を起こした当時の総務課長は退職しているので

お構いなし。課長補佐は10分の1、3カ月の減給では納得しない。こうした行為は公文書偽造、地方公務員法違反、業務上の背任などに抵触するはずだが、再考は。

佐藤町長 山田町職員倫理条例に基づいて本人からの聞き取り調査を行い処分した。



NPO法人が手に入れた行方不明者捜索用ボート

その他の質問

- ◆ 荒神海水浴場の避難路等について
- ◆ 災害義援金の配分について
- ◆ 震災後の児童生徒の変化について